

開発行為等を行う場合の手続き①

(調査～事前協議完了まで)

那珂川市都市計画課

- 以下は基本的な手続きの流れの概略を示したものであり、記載している内容以外にも手続きが必要となる場合があります。
- 開発行為等を行う際は、事前に関係機関の担当者と協議の上、法令に基づき必要な手続きを行ってください。
- 必要書類の詳細や部数については、事前に各部署の担当者に確認してください。
- () 内の手続きについては、該当する場合のみ行ってください。

手続き	協議・申請先	主な必要書類
調査	都市計画課 (産業課) 建設課 下水道課 環境課 文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> 開発・建築の予定地がわかる地図等 登記簿謄本・字図 立地予定の建築物の内容がわかるもの ※必要に応じて、県都市計画課にも確認してください 開発・建築の予定地がわかる地図等（開発予定地がごみ収集ルート上にあるか等確認）
下協議	都市計画課 (産業課) (建設課) (下水道課) (環境課) (文化振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 現況平面図 ※作成例参照 ※必要に応じて、県都市計画課にも確認してください 土地利用計画図 ※作成例参照 その他計画内容を示す図面 平面図、縦断図、MH構造図 その他計画内容を示す図面（調査時の指摘事項があれば解決しているか確認できる資料） 文化財確認願 【市文化振興課HP「文化財の確認について」参照】
地元説明	開発予定地の区長 (水利委員) (農事委員) (土木委員) (その他利害関係者)	<ul style="list-style-type: none"> 現況平面図 ※作成例参照 土地利用計画図 ※作成例参照 その他計画内容を示す図面 事前説明報告書兼誓約書 【市都市計画課 様式第3号】 開発行為等の施行意見書 【市都市計画課 様式第4号】 (水利関係承諾書) 【市産業課HP「農地法関係の手続き」参照】 (占用許可申請書) 【市建設課HP「道路の占用」参照】
事前協議申請	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為等事前協議書及び添付図書→協議後、市都市計画課と協定書を締結 【市都市計画課 様式第1号～4号、11号、12号】 (農地転用事前協議書) 【市産業課HP「農地法関係の手続き」参照】 ※後日回答書をお渡ししますので、農地転用申請書に添付してください
事前協議回答	事前協議を完了した後に、関係法令で定められた申請（開発許可申請や農地転用申請等）の申請手続きに 進んでください（手続きの流れ②-1、②-2、②-3参照）	